

介護老人保健施設 合歓の木  
介護予防通所リハビリテーション  
運営規程

介護老人保健施設 合歓の木  
〒791-8067 松山市古三津三丁目5-5  
TEL 089-(953)-6000 FAX 089-(968)-3331

# 介護老人保健施設 合歓の木 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人仁勇会が開設する介護老人保健施設合歓の木において運営する介護予防通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、できる限り要介護にならないよう、又自立した日常生活が確保できるよう、必要なサービスを提供し、要介護者になることの防止を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画等に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を醸成するとともにその家族との交流を目指すものとする。

3 事業所は、地域との結びつきを重視するとともに、市町村、介護予防支援事業者、その他保健・医療・福祉サービス提供者と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 事業所は、明るく家庭的雰囲気有し、サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 合歓の木
- (2) 所在地 愛媛県松山市古三津3丁目5番5号

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日: 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。  
(但し、12月31日～1月3日までの4日間を除く)
- (2) 営業時間: 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間: 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員数(通所リハビリテーション利用者を含む)は、1日当たり40人とする。

(従業者の職種、員数、職務内容)

第7条 事業所の従業者の職種、員数は次のとおりとする。尚、通所リハビリテーションとの併設につき、設備の共用とともに職員は兼務する。

職 種	員 数		内 容
	常勤	非常勤	
・医師	1	0	事業所の従業者の管理統括、指導を行う。 利用者の心身の状況に応じて医学的対応を行う。
・看護職員	2	0	医師の指示に従い、利用者の看護、診察の介助、健康管理、日常生活の介護、家族に対する指導を行う。
・介護職員	8	2	利用者の日常生活の介護、支援を行う。
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	0	7	利用者に対し、リハビリテーションマネジメントを行い、通所リハビリテーション実施計画の作成・変更を行うとともに、機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善等を実施する。
・管理栄養士	1	0	栄養及び利用者の身体状況並びに嗜好に配慮した 食事を提供する。

(提供拒否の禁止)

第8条 事業所は正当な理由なく介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業所は、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第10条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。

(介護予防支援事業者等との連携)

第11条 事業所は、介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業所は、介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの基本的取扱方針)

第12条 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に必要な援助を行う。

2 事業所は、自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を行うよう努める。

3 介護予防通所リハビリテーションは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第13条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 前項の規定による介護予防通所リハビリテーション計画が作成されたときは、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 第1項の規程による介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

4 事業所の職員は、それぞれの利用者について、介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第14条 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他必要な援助を行うものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第15条 事業所が提供するサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 療養生活指導(相談援助等)
- (3) 機能訓練(日常生活動作)
- (4) 介護サービス・入浴サービス
- (5) 給食サービス
- (6) 看護、介護方法の指導
- (7) 健康相談と指導
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

(利用料その他の費用の額)

第16条 介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定めるものに従うものとする。また、国の定める介護報酬の改定があった場合、改定後の利用料金とする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用を徴収することができる。

- (1) 食事代
- (2) 利用者の選択により、次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用……通常の事業の実施地域から1km超えるごとに50円加算(片道)
- (3) おむつ代 …………… 実費
- (4) 複写物の交付費用………1枚につき10円
- (5) くもん学習療法を行った場合の教材費用………実費
- (6) 利用者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合は費用………実費
- (7) 写真(印刷物)の費用………実費
- (8) 日常生活で必要な用品の費用(委託業者と別途契約)

(9) 前各号に掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。……実費

- 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 国の定める消費税率の改定があつた場合は、国の定める消費税率とする。

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は松山市とする。(但し、島しょ部を除く)

(施設の利用に当たつての留意事項)

第18条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (2) 設備・備品その他の器具を破損し、もしくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 事業所は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
- (2) 故意にこの規程に違反した者

(事故発生時の対応)

第19条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないものとする。
- 3 当施設は、事故の発生又は再発を防止するためのマニュアルを整備するとともに、事故発生防止と対策のための委員会【安全対策検討委員会】を定期的に開催する。
- 4 当施設は、事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的に行う。
- 5 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(緊急時における対応)

第21条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第22条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、事業所内に掲示し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに、蔓延することがないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(職員の質の確保)

第25条 事業所は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第26条 事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団仁心会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第27条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診することとする。

(秘密保持)

第28条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を徴して秘密保持の措置をとることとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は利用者および当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(掲示及び広告等)

第29条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料金その他サービス内容等重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

(会計の区分等)

第30条 事業所の会計は、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備等)

第31条 事業所は、その諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 利用料金に関する重要な関係書類

(2) 介護予防リハビリテーション計画、その他実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(運営に関する重要事項)

第31条 介護保険法に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人仁勇会介護老人保健施設合歓の木の運営委員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成30年4月7日より施行する。

この運営規程は、平成31年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和2年1月6日より施行する。

この運営規程は、令和3年1月15日より施行する。

この運営規程は、令和6年2月22日より施行する。